

**令和 7 年度
東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）
募集要領**

○東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）とは…

市民協働のまちづくりの推進に向けて、市民が主体となり地域課題の解決や住みよいまちづくりに取り組む公益的な活動や事業を資金面でサポートします。

市と市民が相互に協力し合う「市民協働のまち」の実現に向けて取り組む事業を募集します。

事業期間：交付決定日以降（令和 7 年 6 月初旬予定）～令和 8 年 2 月 2 8 日（土）

申請受付期限：令和 7 年 4 月 3 0 日（水）1 7 時まで（必着）

○●○事前説明会を開催します○●○

活動を開始・継続するために必要な心構えや準備物、事業計画や書類の作成の方法等、市民協働課からの説明に加え、質疑応答や各種相談も受付します。

交付金の申請を検討している団体の方は、ご予約のうえ必ずご参加ください。

日時：令和 7 年 3 月 2 9 日（土）1 0 時～1 2 時

令和 7 年 3 月 3 1 日（月）1 0 時～1 2 時

場所：東松島市役所 大溜分庁舎

※上記の日程で事前説明会への出席が難しい場合、下記担当までご相談ください。

東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）手引きを作成しております。

市民協働課の窓口で配布しております。また、市ホームページからダウンロードが可能です。交付申請および関係書類作成時にご活用ください。

お問い合わせ・受付窓口

担 当：東松島市総務部市民協働課まちづくり推進係

住 所（所在地）：東松島市矢本字大溜 16 番地 1

住 所（郵送先）：東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

電 話：0225-82-1111（内線 3803・3808）

F A X：0225-82-1391

Eメール：kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp

1 事業概要

東松島市地域まちづくり交付金（一般提案）は、東松島市における市民協働のまちづくりの推進に向けて「東松島市第2次総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）に基づき、市民が主体となり地域課題の解決や住みよいまちづくりに向けて実施する公益的な活動や事業を支援する制度です。

市が現在取り組む政策・施策等を重要テーマと位置づけ、市と市民が相互に協力し合う「市民協働のまち」の実現に向けて取り組む事業を募集します。

2 対象事業

以下の全ての要件を満たしていること。

- ①後期基本計画における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策」の中から選択された重要テーマに基づいた事業であること
- ②東松島市民を対象とした、地域課題の解決を目指すまちづくり事業であり、年間を通して活動を行う事業であること
- ③本交付金を過去に3回以上交付されていない事業であること
- ④自立した事業実施を目指し、本交付金の交付終了後も継続した活動が可能な事業であること
- ⑤政治活動・宗教活動又は主に営利活動を目的（※）とした事業でないこと
※売上金や利益等を出資者で分配することを意味します。
イベント等での物品の販売やバザー等で売上収入があった場合でも、次回の活動資金として活用すれば「営利目的」にはあたりません。
- ⑥国・県・市や公共的な団体から、重複助成を制限されている事業でないこと
※本交付金は他の助成等と併用することは可能です。ただし、他の助成制度を利用予定の団体は、その制度が他の補助との併用が制限されていないか、予め確認をお願いします。

後期基本計画における「まちづくりの将来像・基本理念・方向性・政策・施策」＝重要テーマ

（まちづくりの方向性1）産業と活力のある住みたくなるまち	
1 基幹産業としての農林水産業の活性化	2 地域の資源を生かした観光の振興
3 商工業振興・企業誘致と働く場の確保	4 移住・定住の促進
（まちづくりの方向性2）子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち	
1 子育て環境の充実	2 高齢者・障がい者等への支援充実
3 健康づくりの推進	4 心の復興と地域コミュニティの充実
（まちづくりの方向性3）次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	
1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上	2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進
3 文化の継承と創造	4 全世代にわたるスポーツの振興
（まちづくりの方向性4）災害に強く安全で快適で美しいまち	
1 災害に強いまちづくりの推進	2 消防・交通安全・防犯体制の強化
3 快適で美しい自然環境の形成と保全	4 良好な住環境の整備
5 安全で利便性の高い交通環境の充実	
（まちづくりの方向性5）持続可能な行財政運営が図られる市民から信頼されるまち	
1 効率的で持続可能な行財政運営	2 国・宮城県及び多様な主体との連携
3 利便性の高い行政サービスの提供	

3 対象団体

次の要件のいずれにも該当する団体が対象となります。

- ①市内で公益的なまちづくり活動をしていること。
- ②構成員が5人以上であること。
- ③会則等を有していること。
- ④入退会が自由であること。
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的としない団体であること。
- ⑥公序良俗に反する活動又はそのおそれがある活動をしていないこと。
- ⑦東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制下にある団体でないこと。
- ⑧事業を遂行する意欲・能力等を有し、責任をもって活動できる団体であること。
- ⑨中間報告会や事業成果報告会、まちづくり活動研修会など、市の指定する会合に参加ができること。
- ⑩本交付金事業の終了後も継続して活動を実施する意思があること。
- ⑪地区自治会（「東松島市地区自治会設置規則」に基づくもの）および地域自治組織（「東松島市まちづくり基本条例」に基づくもの）でないこと。

4 募集区分

募集区分は次の2つです。

- 新規事業**：この交付金を受けたことのない事業
- 継続事業**：この交付金を受けたことのある事業

事業区分	交付団体数	申請上限額	交付回数	交付率
新規事業	3団体以内	上限30万円	1回	交付対象経費の 10分の10
継続事業	6団体以内	上限10万円	2回	

※同一団体が行う同一事業への交付回数は、あわせて3回まで交付金を受けることができます。

同一年度内では1団体につき1事業の申請が可能です。（複数事業の申請不可）

※いずれの事業も、交付金だけでの事業運営となるような申請は認めません。必ず団体の自己資金を確保し、事業運営を行うようにしてください。

※交付対象経費が、交付申請額以下となる事業は申請できません。

申請イメージ（同一事業を複数回申請する場合）

申請回数	事業区分
1回目	新規事業
2回目	継続事業（1回目）
3回目	継続事業（2回目）
4回目以上	申請できません

※新規事業、継続事業ともに申請年度毎に審査があります。

前年度交付決定を受けていても、翌年度に交付決定を受けられるかは審査内容次第となります。

5 対象経費

項目	交付対象経費	対象外経費
報償費	講師や専門家への謝礼や交通費など	団体構成員の人件費(謝金や日当)など
需用費	印刷費、原材料費、消耗品購入費、燃料費、食料費など	団体の懇親を目的とした会合などの飲食代 団体事務所の光熱水費など
役務費	通信運搬費(郵便料、切手代など)、保険料など	私用の電話料金や事業に起因しない保険料など
使用料	会場使用料、機材等のレンタル料金など	団体事務所の家賃など
備品購入費	設備・機器などの備品購入費など(交付金申請額の概ね4分の1の金額まで)	交付金申請額の概ね4分の1を超える購入費
その他	事業の性質上、必要と認められる経費(事前に市民協働課にご相談ください。)	団体の運営に係る経費 領収書などにより支払いが明確に確認できないもの

※交付金の対象となる経費は事業実施にかかる必要な経費となります。

団体の運営にかかる経費(団体事務所の光熱水費や家賃)や団体構成員への人件費(謝金や日当)、事業実施期間外に支出された経費については対象外となります。

6 選考方法

市民協働課による**事前書類確認**とまちづくり市民委員会による**審査**があります。

事前書類確認：事業計画や収支予算について、本交付金の趣旨と合致しているか、内容に不備や無理がないかなどを書類確認します。

審査：東松島市まちづくり市民委員会による書類審査とプレゼンテーション審査を行います。

プレゼンテーション審査は、団体から実施予定事業についてプレゼンテーションをしていただき、その後、質疑応答を行います。

※プレゼンテーション審査の詳細につきましては、各団体に別途連絡いたします。

7 手続きの流れ

